

平成28年度 第10回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月18日（水） 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（12人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	11番	本江武
委員	14番	城村富忠
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（4人）

委員	10番	栄米子
委員	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	15番	池スミ子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局係長 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:30 ~ 15:00 事務局長	<p>ただ今から、平成28年度第10回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は4名の委員から欠席の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので総会は成立します。</p> <p>それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>会務報告の前に、皆さん新年明けましておめでとうございます。今年も皆さんの協力で、業務がスムーズに進むことを願って、また皆さんが良い年であることを願っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、前回総会から昨日までの会務報告をさせていただきます。</p> <p>12/22 農業委員研修会 1/6 消防団出初式 1/12 上城地区の農業を語る会</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、16番芦村委員、17番三原委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議題事項1番、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明及び朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p>

事務局	<p>【議案第31号について朗読】</p> <p>議案第31号は、使用貸借1件となっています。</p> <p>1番1～9は下城字石増〇〇番地4,330㎡外8筆の合計13,997㎡です。 使用貸借となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしております。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>
1番委員	<p>1番説明</p> <p>1番については 〇〇さんと〇〇さんは親子関係です。そして内容は〇〇さんが家を見ている関係で、使用貸借となりました。畜産をしています。〇〇さんは親の機械を使って手伝いをしています。娘の〇〇さんは〇〇園に勤務しながら、手伝っています。</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局及び地区担当委員からの説明に対し、何か聞きたい事はございませんか。</p>
14番委員	<p>はい、〇〇さんの経営面積は16,179㎡なっていますが、その他に、この面積ですか。</p>
事務局	<p>これは、含めた面積です。基盤強化法の利用権設定がされていたものが、10年の期限が来ましたので、今回従事日数の関係で</p>

	農地法に変更して申請しました。
議長	他にございませんか。 (はいの声あり) よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。
議長	議題事項2番、議案第32号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第32号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、ご説明をいたします。 今月は利用権設定が3件あります。  【議案第32号について朗読】  利用権の設定  1番1～3 田皆字矢護仁屋〇〇番地外2筆 合計9,437㎡  賃貸借 5年の再設定となっています。

	<p>2番1～5 田皆字ツブラ俣〇〇番地外4筆 合計1,026㎡</p> <p>賃貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>3番1～3 田皆字ツブラ俣〇〇番地外2筆 合計2,379㎡</p> <p>2番と3番については畑総がされていまして (基盤整備仮地番〇は1,566㎡・仮地番〇は2,376㎡合計3,942㎡) となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	はい、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8番委員	<p>1番2番3番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんはサトウキビ専作農家で、組合でハーベスターを所有しています。この畑はサトウキビの収穫が終わってしまいました。2番は1筆で3番も1筆となっています。2番と3番の畑はサトウキビの夏植えがしてありました。〇〇さんは認定農家で、サトウキビ専作農家であります。サトウキビの生産に頑張っています。機械は全て揃っております。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、それでは、ただ今の説明に対して、何か聞きたいことはございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>

1 4 番委員	2 番と 3 番は、従前地より仮配分が大きいけど原野があったのかな。
事務局	2 番の 1 から 5 までが登記簿地目は原野となっていました。従前地ですので、実測と異なる場合もあります。
1 6 番委員	質問だけど、新しい地番ができますが、昔の地番は消えるのか。
事務局	基盤整備後、地区内の地権者を集めて権利者会議をします。換地処分をしたら従前の地番は新しい地番に書き替わる。換地処分登記は法務局で換地の申請を受け付けて登記の処理をします。1 年から 2 年はかかります。
1 6 番委員	芦清良の場合は、一元的に同じ地番が 1 反の畑に 5 つも 6 つもあるわけよ。こういうのは、便宜上本当は合筆して一つの地番にしたほうが、事務的にはスピードが速いわけよな。自分たちはそれを思うんだけど何らかの理由が有って、地番は残すことになるのかなと、関心のために聞いたのよ。芦清良からも求めたら、実際登記上は可能ですか。
事務局	1 枚で 5 筆に分かれているのはですね、名義人が違うと思います。名義人が違った場合は残さないといけないので、推測ですが名義の違う筆の集まりだと思います。土地に抵当権があった場合は、2 筆になることもあります。
議長	それでは、先ほどの原案に戻ります。 他に質問はございませんか。

議長	よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。
議長	それでは、議題事項3番 報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局をお願いいたします。
事務局	報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明をいたします。  【報告第13号について朗読】  相続 1件  1番1～15 上城字水溜屋〇〇番地外14筆 合計14,253㎡  〇〇氏から和泊町根折〇〇氏へ相続 あっせん希望無し これは、親から子への相続です。
議長	ただ今の報告に対して、何か聞きたいことはございませんか。 よろしいですか。 (はいの声あり)

議長	それでは以上を持ちまして、議題事項は終了させていただきます。
議長	それではその他について、事務局をお願いします。
事務局	(1) 農業委員会法改正に伴う検討会について
事務局	次回総会 平成29年2月20日(月) 午後1時30分より
議長	以上で、平成28年度第10回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成29年1月18日

議長 平井久元

署名委員 芦村利広

署名委員 三原利昭